

# 長野県文化芸術活動推進支援事業補助金交付要綱

## (趣旨)

第1 この要綱は、長野県が進めるアーツカウンシル(文化芸術活動の中間支援機能を担い、相談・助成・専門講座の開催など寄り添い型の支援を行いながら、人材の育成に貢献するもの)の体制づくりと並行して、アーツカウンシルが今後支援することを想定する、県内の団体・グループが取り組む文化芸術の創作・表現活動に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則(昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。)に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 「団体・グループ」とは、長野県内に本部、主たる拠点が存在する文化芸術団体、NPO法人、中間支援団体、福祉団体等やグループをいう。なお、法人格の有無、種別は問わない。
- (2) 「文化芸術の創作・表現活動」とは、別に定める活動をいう。

## (事業の実施主体)

第3 この補助金の対象となる事業の実施主体は、長野県内に本部、主たる拠点が存在する団体・グループであって、知事が適当と認めた者(以下「実施主体」という。)とする。

## (経費及び補助額)

第4 第1に規定する補助金の交付の対象となる経費及び補助額は、別表に掲げるとおりとする。

## (事業計画書の提出等)

第5 実施主体は、規則第3条の規定による申請書の提出に先立ち、長野県文化芸術活動推進支援事業補助金事業計画書(様式第1号)、収支予算書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、第1項の書類の提出があった場合において、長野県文化芸術活動推進支援事業補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付の内示を行うものとする。

## (交付申請書)

第6 規則第3条に規定する申請書は、長野県文化芸術活動推進支援事業補助金交付申請書(様式第3号)によるものとし、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

## (補助金交付の条件)

第7 知事は、第6の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、補助金の交付決定を行い、申請者に通知するものとする。

なお、交付決定をするにあたり、補助金の交付の目的を達成するため、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の変更(事業費の額の20パーセント以内の変更を除く。)又は事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするときは、速やかに知事に申請して、その承認を受けなければならない。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
  - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難になったときを含む。）は、速やかに知事に申請し、その承認を受けなければならない。
  - (4) 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- 2 前項に掲げるもののほか、補助事業の遂行につき特に必要と認められる事項について、条件を付すことがある。

（事前着手）

- 第8 補助事業は、補助金の交付決定前に着手することはできない。ただし、知事がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りではない。
- 2 実施主体は、前項ただし書に該当する場合は、長野県文化芸術活動推進支援事業事前着手届（様式第4号）を知事に提出するものとする。

（変更承認申請書等）

- 第9 第7の規定による承認の申請は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に定める書類を知事に提出して行うものとする。
- (1) 補助事業に要する経費又は事業内容を変更しようとするとき  
長野県文化芸術活動推進支援事業補助金事業変更承認申請書（様式第5号）、変更収支予算書（様式第2号）
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき  
長野県文化芸術活動推進支援事業補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）
  - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき  
長野県文化芸術活動推進支援事業補助金事業完了期限延長承認申請書（様式第7号）

（実績報告書）

- 第10 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、長野県文化芸術活動推進支援事業補助金実績報告書（様式第8号及び添付資料）、収支決算書（様式第2号）及び支出に係る証拠書類の写しによるものとする。
- 2 前項の書類の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。
- 3 前2項の規定は、規則第14条第2項の規定による是正措置がなされて報告する場合に準用する。

（交付請求）

- 第11 実施主体が補助金の交付（概算払を含む。）を請求しようとするときは、長野県文化芸術活動推進支援事業補助金交付請求書（様式第9号）を知事に提出するものとする。

（補助金の支払）

- 第12 知事は、第11の規定による適法な請求書を受領したときは、その日から30日以内に補助金を支払うものとする。

（雑則）

- 第13 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める

ものとする。

附 則

この要綱は、令和3年6月18日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

別表（第4関係）

対象経費	補助率・補助額
長野県内に本部、主たる拠点が存在する芸術団体、NPO法人、中間支援団体、福祉団体等やグループ（法人格の有無、種別は問わない。）が取り組む文化芸術の創作・表現活動に要する経費	【補助率の上限】 補助対象経費の2分の1以内  【補助額の上限】 50万円